南区地域福祉保健計画チャレンジ支援事業補助金交付要綱

制 定　平成22年7月13日南福第599号（区長決裁）

　　　　　　　　　　　　　　最近改正　令和５年２月13日南福第1384号（区長決裁）

（目的）

1. この要綱は、南区地域福祉保健計画の推進を図ることを目的とし、南区内の地域福祉保健活動を支援する南区地域福祉保健計画チャレンジ支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

２　補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

（交付対象団体の範囲）

1. この要綱による補助金の交付対象団体は、次の各号に掲げる要件全てに該当するものとする。

(1)　主な活動場所が南区内で地域福祉保健計画推進のために活動を行う市民活動団体

であること。

(2)　規則、会則等の定めがあり、団体としての意思決定がなされていること。

(3)　複数の構成員で組織している団体であること。

(4)　今後も継続して活動する見込みのあること。

２　前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する団体は対象外とする。

(1)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。

以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）

(2)　法人にあっては、代表者又は役員のうちに暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの

(3)　法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの

（補助対象事業）

1. 補助の対象となる事業は次の各号全てに該当するものとする。

(1)　自主的に実施する地域福祉保健に関する事業

(2)　南区地域福祉保健計画の区全体計画又は地区別計画の推進に該当する事業

(3)　新たに開始又は拡大する事業で、継続性及び発展性が認められる事業

２　前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は対象外とする。

(1)　営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受ける事業

(2)　公序良俗に反する等、補助対象として適当でないと認められる事業

(3)　政治活動、宗教活動及び選挙活動を目的とした事業

(4)　参加者が限定されているサークル等、会員間の親睦を目的とした事業

(5)　国、地方公共団体及びそれらの外郭団体等から資金援助を受けている活動

　(6)　南区外で南区民以外を対象に行う事業

(7)　その他、南区長（以下、「区長」という。）が適当でないと認めた事業

３　補助対象事業を補助する期間（以下、「補助対象期間」という。）は、連続した３年間

を限度とする。

４　補助対象事業は、一団体あたり一事業とする。

（補助対象経費）

第５条　補助の対象となる経費は、補助対象事業の実施に必要となる経費とし、補助対象経費及び補助対象経費と認めることができない経費は別表１のとおりとする。

２　補助対象経費のうち、食材費及び飲食経費については、補助対象経費の２分の１以

内とする。

３　補助金は、交付決定を受けた年度の４月１日から翌年３月31日までに使用できるものとし、次年度に繰り越すことはできない。

（補助金額）

第６条　補助金額は、前条に規定する補助対象経費と認められる額の10分の７を限度とし、

１団体あたり次項に定める金額を上限として、毎年度、横浜市一般会計歳出予算の範囲

内で区長が決定する。

２　補助対象期間における補助金額の上限は、１年度目100千円、２年度目70千円、３年

度目50千円とする。

（補助金の交付申請）

1. 補助金の交付を受けようとする団体の代表者は、補助金の交付申請にあたって次の

各号に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

　(1)　南区地域福祉保健計画チャレンジ支援事業補助金交付申請書（第１号様式）（以下、

「第１号様式」という。）

　(2)　南区地域福祉保健計画チャレンジ支援事業補助金事業計画書（第２号様式）（以下、

「第２号様式」という。）

(3)　南区地域福祉保健計画チャレンジ支援事業補助金収支予算書（第３号様式）（以下、「第３号様式」という。）

　(4)　団体の会則・規約その他これらに類する書類

　(5)　団体名簿（法人の場合は役員等氏名一覧表）

ただし、別の事業の実施のため既に活動している団体の場合は、補助対象事業の主

たる従事者の名簿とする。

２　補助金規則第５条第３項の規定により第１号様式への添付を省略させることができる書類は、同規則第５条第２項第２号に規定する書類とする。

（審査）

第８条　区長は、申請された事業について、その内容を審査するために、南区地域福祉保健計画チャレンジ支援事業補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、別表２の委員をもってあてる。

２　区長は、審査委員会に対し、補助金の交付の可否及び補助金額の決定等に関し、検討及び助言を求める。

３　審査委員会は、区長から検討及び助言を求められた事業について審議し、検討結果を区長に報告する。

（補助金の交付決定）

第９条　区長は前条に定める審査委員会からの報告をもとに、補助金の交付の可否及び補助金額を決定する。

２　区長は、南区福祉保健計画チャレンジ支援事業補助金交付決定通知書（第４号様式）（以下、「第４号様式」という。）又は南区地域福祉保健計画チャレンジ支援事業補助金不交付決定通知書（第５号様式）を補助金の交付を受けようとする団体の代表者に交付する。

３　区長は、必要に応じ補助金の交付を受けようとする団体の代表者又は補助金の交付決定を受けた団体の代表者が、第３条第２項のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

（事業計画の変更）

第10条　補助金の交付決定を受けた団体は、交付決定通知を受けた後に、事業計画の申請事項を変更しようとする場合は、速やかに、南区地域福祉保健計画チャレンジ支援事業補助金交付決定変更申請書（第６号様式）を区長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、変更の内容が軽微な場合には提出を省略することができる。

２　区長は、前項の申請について、南区地域福祉保健計画チャレンジ支援事業補助金交付決定変更申請承認決定通知書（第７号様式）又は南区地域福祉保健計画チャレンジ支援事業補助金交付決定変更申請不承認決定通知書（第８号様式）を補助金の交付決定を受けた団体に通知するものとする。

（申請の取下げの期日）

第11条　補助金規則第９条第１項の規定により区長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が第４号様式の交付を受けた日の翌日から起算して10日目の日とする。

（実績報告）

第12条　補助金の交付を受けた団体の代表者は、事業終了後速やかに、補助金規則第14条の規定に基づき、次の書類を区長に提出しなければならない。

(1)　南区地域福祉保健計画チャレンジ支援事業補助金事業報告書（第９号様式）（以下、

「第９号様式」という。）

(2)　 南区地域福祉保健計画チャレンジ支援事業補助金決算書・収支経過表（第10号様式）（以下、「第10号様式」という。）

(3)　領収書その他の当該収支計算に係る支出を証する書類又はその写し（１件の金額が

100,000円以上のもの）

(4)　入札の結果が分かる書類又は見積書の写し（１件の金額が1,000,000円以上のもの）

２　補助金規則第14条第４項の規定により第９号様式への添付を省略できる書類は、同規

則第14条第１項第３号、第２項及び第３項の書類とする。

（補助金額の確定）

第13条　区長は、補助金額を確定する時は、南区地域福祉保健計画チャレンジ支援事業補助金額確定通知書（第11号様式）を交付する。

（補助金交付の請求）

第14条　前条の規定に基づき補助金額の確定を受けた団体が補助金の交付を受けようとする時は、南区地域福祉保健計画チャレンジ支援事業補助金交付請求書（第12号様式）（以下、「交付請求書」という。）を区長に提出しなければならない。

２　区長は、前項の請求に基づく適正な交付請求書を受けた日から30日以内に、当該請求書に記載の口座へ振込払により補助金を交付する。

（補助金交付の時期の例外）

第15条　補助金規則第17条の規定により区長が補助対象事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる場合とは、補助金の交付決定を受けた団体が事業の完了前に補助金を交付しなければ補助対象事業を実施できないと認められる場合とする。

（補助金の交付決定の取り消し及び返還）

第16条　区長は、補助金交付を受けた団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定内容の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1)　この要綱、補助金の交付決定の内容又は交付条件に違反したとき

(2)　補助対象事業の実施を中止したとき

(3)　虚偽の申請、報告又は不正な行為によって補助金の交付を受けたとき

(4)　第３条第２項のいずれかに該当するとき

(5)　前条の規定に基づき補助金交付を受けた団体が補助対象事業の完了前に補助金の

交付を受けた場合にあって、事業終了後に補助金に余剰金が生じたとき

(6)　その他区長が必要と認めたとき

２　前項の補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が補助金の交付決定

を受けた団体に交付されているときは、取り消しに係る部分について、区長は補助金の

返還を期間を定めて団体に命じる。

（財産の処分の制限）

第17条　補助金規則第25条に規定する財産の処分の制限がかからなくなるために必要な

期間は、原価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年３月大蔵省令第15条）の

規定を適用する。

（関係書類の保存期間）

第18条　補助金規則第26条に規定する関係書類の保存期間は、５年とする。

（書類の閲覧）

第19条　区長及び補助金交付を受けた団体は、第１号様式、第２号様式、第３号様式、第７条第１項第４号に規定する書類、第４号様式、第９号様式及び第10号様式又はその写しを、横浜市市民協働条例（平成24年6月条例第34号）第7条第4項に基づき、一般の閲覧に供しなければならない。

２　前項の規定による閲覧は、次の表に定めるところにより行うものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 補助金交付を受けた団体 | 区長 |
| 閲覧場所 | 補助金交付を受けた団体の事務所の所在地又は代表者の住所のほか団体等が指定する場所 | 南区福祉保健課 |
| 閲覧時間 | 補助金交付を受けた団体が指定する時間 | 南区役所の事務取扱時間 |
| 閲覧期間 | 第１号様式、第２号様式、第３号様式、第７条第１項第４号に規定する書類及び第４号様式にあっては補助金の交付を受けた日から、第９号様式及び第10号様式にあっては当該書類を区長に提出した日からそれぞれ２年間とする。 | |

（調査又は報告）

第20条　区長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、補助金交付を受けた団体に対して、事業の遂行に関する状況を調査し、又は報告を求めることができる。

（届出事項）

第21条　補助金交付を受けた団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文

書をもってその旨を区長に届け出なくてはならない。

(1)　補助金交付を受けた団体の住所又は名称を変更したとき

(2)　補助金交付を受けた団体の代表者を変更したとき

(3)　その他区長が必要と認めたとき

（その他）

第22条　この要綱に定めのない事項については、区長が必要に応じその都度定めるものと

する。

附則

　この要綱は、平成22年7月13日から施行する。

附則

　この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年2月12日から施行する。

附則

　この要綱は、平成25年12月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年1月15日から施行する。

附則

　この要綱は、平成30年1月12日から施行し、平成30年度の予算に係る補助金から適用する。

附則

１　この要綱は、令和元年８月16日から施行する。

２　改正前の「南区地域福祉保健計画チャレンジ支援事業助成金交付要綱」（平成30年１

月19日南福第1950号）により交付決定のなされた補助金については、なお従前の例に

よる。

附則

１　この要綱は、令和２年10月27日から施行する。

２　改正前の「南区地域福祉保健計画チャレンジ支援事業助成金交付要綱」（令和元年８月16日南福第862号）により交付決定のなされた補助金については、なお従前の例による。

附則

　この要綱は、令和４年１月21日から施行する。

附則

１　この要綱は、令和５年２月13日から施行する。

２　改正前の「南区地域福祉保健計画チャレンジ支援事業補助金交付要綱」（令和４年１月21日南福第1735号）により交付決定のなされた補助金については、なお従前の例による。

（別表１）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 経費費目 | 補助対象経費 | 補助対象経費と  認めることができない経費 |
| 交通費 | 講師との打ち合わせにかかる交通費  講師が当日要する交通費 | 団体構成員及び参加者の交通費 |
| 謝金 | ボランティアや講師等、団体構成員以外の者に対する謝金 | 団体構成員への謝金 |
| 通信運搬費 | 事業にかかる郵送費 | 団体構成員の電話料及び通信料 |
| 委託料 | 交付対象団体では実施困難な業務（専門的知識を有する専門家の派遣度）にかかる委託料 | 事業及び活動自体の再委託 |
| 維持費 | 活動場所の賃借料、施設利用料  活動場所の光熱水費 |  |
| 物品購入費 | 消耗品費（単価が３万円未満の物品）  備品費（単価が３万円以上の物品） |  |
| 保険料 | ボランティア活動保険料及び行事用保険料等 |  |
| 印刷費 | 印刷物（チラシ、ポスター等）の印刷に係る費用 |  |
| 食材費  飲食経費 | 事業で使用する食糧・食材等の仕入れ、購入に係る経費  ただし、補助対象額は補助対象経費の２分の１以内とする。 | 事業にかかる会議における親睦的な飲食費 |

（別表２）

　南区地域振興課長

南区福祉保健課長

南区高齢・障害支援課長

南区こども家庭支援課長

南区社会福祉協議会事務局長